

十三 信用秩序の維持に資するための業務に関する事項
十四 資金決済の円滑に資するための業務に関する事項
十五 外国為替の売買に関する事項
十六 外国中央銀行等又は国際機関（法第四十条第一項に規定する外国中央銀行等又は国際機関をいう。）との協力を図るための業務に関する事項
十七 その他の業務に関する事項
十八 考査に関する事項
十九 日本銀行券（法第四十六条第二項に規定する日本銀行券をいう。以下同じ。）の発行、引換等に関する事項
二十 業務時間及び休日に関する事項
二十一 業務の代理に関する事項
（日本銀行券の種類）

第十三条 日本銀行券の種類は、一万円、五千円、二千円及び千円の四種類とする。

（経費）

第十四条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費とする。

一 日本銀行券の製造に要する経費

二 役員及び職員の報酬及び給与（賞与その他

の金銭の給付を含む。）並びに退職手当

三 国庫金及び国債の取扱事務に要する経費

四 交通費及び通信費

五 修繕費

六 前三号に掲げる事務費以外の事務費

七 固定資産（業務の用に供する不動産を除く。）の取得に要する経費

八 予備費

（債券取引損失引当金等）

第十五条 日本銀行は、各事業年度において、債券（国債その他の財務省令で定める債券をいう。次項において同じ。）又は外国為替等（外

国為替及び外国通貨で表示された資産（財務省令で定めるものに限る。）をいう。次項において同じ。）のそれぞれについて、その売買、保

有等に伴い生じた収益の額として財務省令で定めたところにより計算した金額（次項において「損失金額」という。）を超えるときは、財務省令で定めるところにより、それぞれ、その超える部

分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を

これにより計算した金額（次項において「損失金額」という。）を超えるときは、財務省令で定めるところにより、それぞれ、その超える部

分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を

（国庫納付金の会計年度所区分の特例）

第十九条 日本銀行の各事業年度に係る国庫納付金は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六百五十五号）第一条の二第二項第一号の規定

にかかるわらず、当該各事業年度に対応する国

会計年度所属の歳入金とする。この場合におい

て、日本銀行の各事業年度に係る国庫納付金で

翌事業年度五月一日以後国庫納付されたものに

ついては、日本銀行は、同令第七条第一項本文

の規定にかかるわらず、これを当該各事業年度に

対応する国会計年度所属の歳入金として受け

入れるものとする。

（債券取引損失引当金等に係る経過措置）

第二十条 日本銀行は、各事業年度の損益計算上

剩余额を生じたときは、法第五十三条第五項の

一項に規定する債券又は外国為替等の保有額の

（納付の手続）

第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施

行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施

行する。

附 則（平成二年一月一七日政令第三〇四八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二年一月一七日政令第三〇六三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、証券取引法及び金融先物取

引法の一部を改正する法律の施行の日（平成十

二年十二月一日）から施行する。

附 則（平成一四年一二月六日政令第三

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施

行する。

（施行期日）

附 則 (平成一五年三月二八日政令第一
一七号)

二の規定は、平成二十七年四月一日に始まる事業年度から適用する。

この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日政令第九
号)抄

(施行期日)
附 則 (平成一七年一月四日政令第一
号)抄

(施行期日)
附 則 (平成一八年三月一七日政令第四
二号)

(施行期日)
附 則 (平成一九年七月一三日政令第二
〇七号)抄

(施行期日)
附 則 (平成一九年八月三日政令第二
三号)抄

(施行期日)
附 則 (平成一九年一一月七日政令第三
二九号)抄

(施行期日)
附 則 (平成二〇年一〇月二二日政令第
三三五号)抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十一月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月二二日政令第
三三五号)抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年七月三一日政令第二
八三号)

この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一一月二六日政令第
三九五号)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の日本銀行法施行令附則第一条の